

福祉・介護

高齢者支援事業

問 長寿課 ☎52-0280

高齢者の生活支援サービス

以下のサービスを利用するには、事前に申請書を提出していただく必要があります。

■高齢者にやさしい住宅改良促進事業

高齢者（65歳以上の方）の居住環境を改善し、日常生活をできる限り自力で行えるよう支援することにより、本人及び家庭介護者の負担軽減を図るための住宅改良に要する費用を助成します。

対象者	世帯全員の現年度（4月から6月までに申請する場合は前年度）の市町村民税の所得割が非課税で、次のいずれかに該当する方 ①要介護認定で要支援か、要介護の認定を受けた方 ②障害の程度が1級から3級までに該当する身体障害者手帳の交付を受けた方 ③その他支援が必要と認められる方
対象工事	対象者の常時使用する居室等の生活環境を整備することで、自立を促すとともに介護者の負担軽減を図る目的であり、かつ必要と認められた次のいずれかに該当する工事 ①介護保険法に定める住宅改修にかかわる工事 ②その他必要と認められる工事
補助額	70万円を限度とする
自己負担額	補助額の1割（1,000円未満切上げ）

■緊急通報体制整備事業

急病や災害等の緊急時に、迅速に通報できる装置のレンタル時の利用料を補助します。

対象者	65歳以上で構成される高齢者世帯かつ市民税非課税世帯
機器	事業者からレンタル
補助額	①月額レンタル料金 料金の半額（上限2,000円） ②設置及び撤去費用 料金の半額（上限6,000円） ※事業者により異なります。

■高齢者世帯へのタクシー利用助成について

①タクシー利用助成券の支給（メーター料金制の車いすタクシーを含む）

自動車等の交通手段を持たない在宅生活の高齢者世帯かつ市民税非課税世帯に対してタクシー利用助成券を交付します。

対象者	①75歳以上で構成され、自動車等の交通手段を持たない世帯 ②70歳以上で構成され、自動車等の交通手段を持たず、要介護認定により要介護1以上と認定されている方がいる世帯
助成券	普通車タクシーに利用できる500円券を月2.5枚（年間最大30枚、月割で交付する場合は、端数切り上げ）
申請方法	自動車等の交通手段を持たないことについて民生委員の証明が必要です。お住まいの地区の民生委員を通して長寿課高齢支援係（☎54-3333）へ申請してください。

※檜川地区の方は、利用することができませんので、檜川地区の福祉有償輸送サービスをご利用ください。

②寝台タクシー利用料金の助成（事前登録・償還払い制）

自宅と医療機関の間の送迎に、車椅子又はベッドのまま乗車できるタクシーを利用する場合、助成を受けることができます（助成を受ける場合、あらかじめ登録が必要となります。）。

対象者	在宅で介護を受けている要介護認定3、4、5の方
助成の上限	片道料金の半額（8,000円を限度とする）までを助成。ただし、年間最大24回まで。 ※あらかじめ利用者登録の申請が必要です。申請日により助成の最大回数が変わります。
申請方法	長寿課高齢支援係（☎54-3333）に申請してください。

■訪問歯科健診

自ら歯科健診を受ける事が困難な方に対し、訪問による健診を行い口腔状態や機能の改善を図ります。

対象者	市内に住所を有し、介護を受けている方
主な内容	歯科衛生士による事前訪問。その後歯科医師、歯科衛生士が自宅に訪問して歯科健診を行います。
健診日	月1～2回 要予約
利用者負担額	無料
申請方法	長寿課介護予防係☎52-0280（内線）2133へ申請してください。

家族介護支援事業

家族介護者交流事業

高齢者を介護している家族に対し、介護者相互の交流会などの開催や、ささえあいの会通信の発行をします。

対象者	在宅で介護をしている介護者
主な内容	●ささえあいの会通信の発行 ●介護者リフレッシュ事業の実施 ●家庭介護講座の開催
参加方法	別途ご案内します。

家族介護者慰労金の支給

在宅で180日以上介護している家族に対し、慰労金を支給します。

対象者	在宅で要介護認定3、4、5の方を180日以上介護しているご家族の方
支給額	●要介護認定3の方を介護している家族 年4万円 ●要介護認定4、5の方を介護している家族 年8万円
受付時期	年に1回（10～11月） ※別途ご案内します。

徘徊高齢者家族支援サービス

認知症による徘徊（はいかい）のある方に、探索機器をもってもらうことによって、徘徊時の所在を明らかにするとともに、事故防止を図り、家族による在宅介護を支援するサービスです。

対象者	在宅で徘徊のある65歳以上の者を介護している、市内に住所を有する在宅の介護者
探索機器	市から貸与
利用者負担額	●利用料の3/10 ●探索又は探索機の追加機能利用に係る経費 ●付属品の購入費等初期整備に係る経費（市の負担、上限10,000円を超えた経費）

火災警報器・電磁調理器の給付

火災発生時の早急な発見、火災予防を可能にし、在宅生活での安全性の向上を図るサービスです。

対象者	65歳以上の独り暮らし高齢者又は要介護高齢者のある世帯かつ市民税非課税世帯
機器	あらかじめ市が決定した機器を1世帯に1台現物給付（取付け費込）

やすらぎ支援員派遣事業

在宅で認知症高齢者を介護する家族の介護負担軽減のために、高齢者の自宅を支援員が訪問し、見守りや話し相手を行います。原則として、身体介護や生活支援は行いません。

対象者	在宅で認知症状のある高齢者を介護している家族
利用者負担額	無料
派遣回数	原則1週間に1回 1時間から1時間半程度

※家族支援サービスなので、単身世帯は対象外です。

配食見守りサービス

栄養改善が必要な高齢者の自宅に安否確認を兼ねて食事をお届けするサービスです。

対象者	65歳以上の高齢者世帯で、栄養改善が必要な方かつ住民税非課税世帯
利用者負担額	●一般食1食 360円～490円 ●おかずのみ1食 310円～440円 ※カロリー調整食等の負担額についてはお問い合わせください。

介護用品券の支給

要介護認定4又は5と認定された方を在宅で介護している住民税非課税世帯に対して、おむつ等の介護用品が購入できる介護用品券を支給します。

支給対象者	要介護認定4又は5の方を在宅で介護している市内に住所を有する家族で、住民税非課税世帯の方
支給額	2,500円の券を月3枚（月7,500円）
購入できる物	紙おむつ・尿とりパッド・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー・使い捨て防水シートなどの消耗品で、介護を受けている方のために使用するもの ※ご家族だれでも使用できるもの、洗濯等により繰り返し使用できるものは除きます。
事業者	市内指定薬局又は市内で介護保険の福祉用具貸与等を行っている事業所

訪問理美容サービス

身体状況などにより、理美容院に出向くのが困難な在宅高齢者に対して、年6回まで理美容師が訪問してサービスを提供します。

対象者	在宅で介護を受けている、要介護認定3、4、5の方
利用回数	年6回まで
利用者負担額	●住民税非課税世帯 1,000円/1回 ●住民税課税世帯 2,000円/1回
事業者	市内指定理美容院

障がい福祉

問 福祉課 ☎52-0280

障害者手帳の交付

身体障害者手帳の交付

内容	身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。なお、身体障害者福祉法による援護以外にも、電車、バス、飛行機などの交通機関を割引で利用する場合等にも利用できます。手帳は、障がいの程度によって、1級～6級に区分されます。
交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能の障がい者、肢体不自由者（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい者）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方。
窓口	市福祉課
手続きに必要なもの	<input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 指定医師による診断書・意見書 <input type="checkbox"/> 写真（縦4センチ×横3センチ正面脱帽） <input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できる書類及び本人確認ができる書類（詳しくは福祉課へ）

精神障害者保健福祉手帳の交付

内容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいのある方が様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって、1級・2級・3級に区分されます。
交付対象	精神疾患を有する者のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方。
窓口	市福祉課
手続きに必要なもの	<input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書又は精神障がいを支給事由とする年金証書の写し <input type="checkbox"/> 写真（縦4センチ×横3センチ正面脱帽） <input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できる書類及び本人確認ができる書類（詳しくは福祉課へ）

療育手帳の交付

内容	療育手帳は、知的障がいのある方が、一貫した療育や様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によってA1・A2・B1・B2に区分されます。
交付対象	知的障がいのある方で児童相談所（18歳未満の児童）、知的障害者更生相談所（18歳以上の者）による判定を受けた方。
窓口	市福祉課
手続きに必要なもの	<input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 写真（縦4センチ×横3センチ正面脱帽、3か月以内のもの）1枚

特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある満20歳未満の児童を養育している方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当が支給されます。

●対象

対象となる児童は、次のすべてに該当する場合です。他にも該当になる場合がありますので、お問い合わせください。

- ①障がいの程度が療育手帳の場合でおおむねA1・A2・B1、身体障害者手帳の場合でおおむね1～3級に該当する児童
- ②児童福祉施設（保育所・通園施設を除く）に入所していない児童
- ③障がいを支給理由とする公的年金を受けていない児童
- ④本人あるいは扶養義務者の所得が一定の限度額を超えない児童

●手当の支給

手当は認定請求をした月の翌月から支給されます。支給月は4月・8月・11月（各月とも11日）です。

支給される額は、特別児童扶養手当の1級（おおむね身障1・2級又は療育手帳A1・A2）に該当する場合、1人につき月額52,500円、2級（おおむね身障3級又は療育手帳B1）に該当する場合は1人につき月額34,970円となります。

●申請に必要なもの

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本
- ②請求者、配偶者、対象児童、扶養義務者のマイナンバーのわかるもの
- ③療育手帳又は身体障害者手帳
- ④所定の診断書（省略できる場合がありますのでお問い合わせください）
- ⑤認定請求者名義の金融機関の通帳（口座番号等わかるもの）
- ⑥印鑑

※その他添付書類が必要になる場合があります。

福祉医療費給付金制度

乳幼児等、心身障がい者、母子・父子家庭等の方が医療機関等にかかったときに支払った医療費を、県や市が補助する制度です。

●対象となる方

区分	対象要件
乳幼児等	●出生から中学校3年生までの児童
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 1級～4級をお持ちの方 ●療育手帳 A1～B2をお持ちの方 ●精神障害者保健福祉手帳 1級～3級をお持ちの方 ●65歳以上で、国民年金法施行令別表程度の障がいの状態にある方 ●戦傷病者手帳特別項症～第4項症をお持ちの方 ●身障4級以下で常時介護を必要とする20歳以上の方 ●特別児童扶養手当に該当する障がい児 ※障がい者（18歳以上）の方は特別障害者手当に準ずる所得制限があります。 ※身体障害者手帳4級の方は、本人が所得税非課税者に限ります。
母子・父子家庭等	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者のない方又はこれに準ずる方で、18歳未満の児童又は20歳未満で高等学校等卒業までの児童を扶養する父又は母及びその児童 ●配偶者が重度の障がいにより長期労働能力を失っている方で、18歳未満又は高等学校等卒業までの児童を扶養する父又は母及びその児童 ●父母のない18歳未満又は高等学校等卒業までの児童 ※児童扶養手当に準ずる所得制限があります。

●給付額

●医療保険が適用される医療費の自己負担分から、1レセプトあたり500円の受給者負担金を差し引いた額が給付されます。ただし、入院時の食事代、生活療養費は支給対象となりません。

●15歳までの児童（中学校卒業まで）は、医療機関ごと、月ごと（1レセプトごと）に窓口で上限額500円（受給者負担金）を支払うことで、受診できます。

ご存知ですか？ 地域包括支援センター ～高齢者の総合相談窓口です～

「地域包括支援センター」は、地域で暮らす高齢者のみなさんを、介護、福祉、健康など様々な面から支える総合相談窓口です。みなさんが住みなれた地域で安心して生活していけるよう、関係機関と協力しながら支援していきます。何かお困りのある際は、ご相談ください。

■地域包括支援センターの仕事

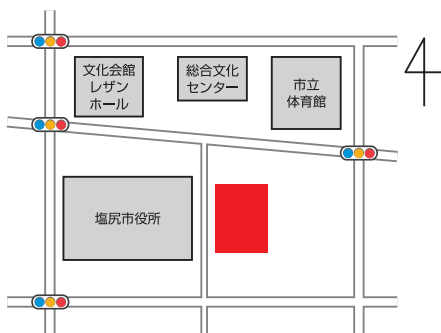
- 様々な高齢者の相談に対応します。
- 高齢者の権利を守ります。
- 適切なサービスが提供できるよう支援します。
- 介護予防を推進します。
- 事業対象者及び要支援認定の方のケアプラン作成。

※事業対象者：要支援認定を受けていない方で、基本チェックリストにより事業対象者に該当し、総合事業のサービスが受けられる方。

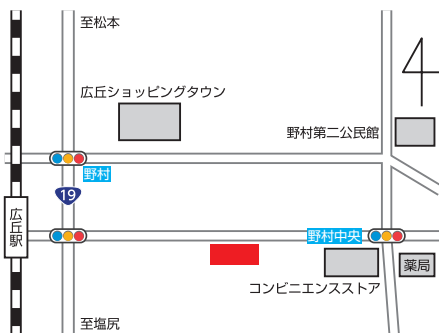
市内の地域包括支援センター

センター名	所在地	TEL
中央地域包括支援センター	塩尻市大門六番町4-6（保健福祉センター内）	52-0280
担当地区	東部エリア〔大門・塩尻東・北小野〕	
北部地域包括支援センター	塩尻市広丘野村2223（地域密着型特別養護老人ホームこまかさ野村渋池内）	88-3314
担当地区	北部エリア〔高出・広丘・片丘・吉田〕	
西部地域包括支援センター	塩尻市宗賀1298-514（すがのの郷内）	88-9005
担当地区	西部エリア〔洗馬・宗賀・榎川〕	

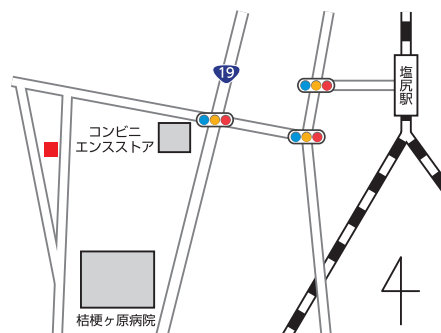
中央地域包括支援センター
（保健福祉センター内）



北部地域包括支援センター
（地域密着型特別養護老人ホームこまかさ野村渋池内）



西部地域包括支援センター
（すがのの郷内）



居宅介護支援事業所（ケアマネジャーの事業者）

事業者名	所在地	TEL
ひらいで・遺跡のまちケアマネジメント	大門五番町	53-2488
老人保健施設こもれび	大門六番町	51-1700
ニチイケアセンター塩尻ききょう	大門七区	51-0520
相澤居宅介護支援事業所しおじり	大門七区	53-8611
塩尻協立ケアプランセンター	棧敷	53-6166
ケアハウスえんれい	片丘南内田	53-3788
JA松本ハイランド塩尻福祉相談センター居宅介護支援事業所	広丘原新田	53-8881
居宅介護支援事業所社協ふれあい	広丘堅石	53-8851
居宅介護支援事業所福祉支援センターナカノ	広丘堅石	53-7058
居宅介護支援事業所こまかさ野村	広丘野村	53-5616
ケアオフィスウィッシュしおじり	広丘野村	50-5161
サークル円居宅介護支援事業所	広丘高出	51-0640
ロングライフ塩尻	広丘高出	53-8526
JA洗馬居宅介護支援事業所	洗馬芦ノ田	50-6177
まほろばケアマネージメントサービス	宗賀桔梗ヶ原	53-1330
居宅介護支援事業所せせらぎ	宗賀桔梗ヶ原	51-6222
萌生ケアマネージメントサービス	木曾平沢	0264-34-1100

※塩尻市内の事業所のみ掲載